

第23号議案

出納長職の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「、出納長」を削る。

第1号表出納長の項を削る。

第2号表知事副知事出納長の項中「出納長」を削る。

附則第2項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(島根県職員定数条例の一部改正)

第2条 島根県職員定数条例(昭和28年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、出納長、副出納長」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「、出納長」を削る。

(島根県附属機関設置条例の一部改正)

第4条 島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県特別職報酬等審議会の項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、出納長」を削る。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附則第3項中「、副知事及び出納長の」を「及び副知事の」に、「及び出納長にあっては」を「にあっては」に改める。

附則第4項を削る。

(日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例及び副出納長設置条例の廃止)

第6条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例(昭和27年島根県条例第12号)
- (2) 副出納長設置条例(昭和30年島根県条例第9号)

附 則

この条例は、平成20年3月22日から施行する。